様式第2(第11条及び第19条関係)

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

年　　月　　日

事業所管大臣(地方支分部局長)　殿

提供者

(ふりがな)

住　　所　〒

(ふりがな)

氏　　名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです(特定排出者として1枚のみ提出可)。

2. この情報は、当事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです(事業所として1枚のみ提出可)。

(該当するいずれかの番号を記載すること)→

特定排出者コード										事業所番号	
エネルギー管理指定工場等番号											
事業所の名称											

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報
2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

4．温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

5．その他の情報

担当者 （問い合わせ先）	部署	
	（ふりがな）	
	氏名	
	電話番号	

※受理年月日	年　月　日	※処理年月日	年　月　日

備考　1　本様式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者の報告又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理総括事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、認定管理総括荷主、特定旅客輸送事業者、認定管理総括貨客輸送事業者若しくは特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。

2　提供された情報については公表されるものであること。

ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。

3　全ての欄に記載する必要はないこと。

4　記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。

5　特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

6　事業所番号の欄には、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。

7　エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。

8　温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。

9　温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位(温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量(以下単に「温室効果ガスの排出量」という。)を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。)の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。

10　温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。

11　温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。

12　その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の移転及び取得に関すること、再生可能エネルギーの環境価値として第三者機関の認証を受け発行される証書の購入量、事業者のサプライチェーン全体における温室効果ガス排出量の情報等、1から4までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。

13　担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。

14　※の欄には、記載しないこと。

15　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。